## 登録および移籍について（1）

## JBA基本規程•第5章 登録および移籍

登録 I 種：契約選手（JBA基本規程第97条〔選手契約〕に定めるところにより，所属チームと契約を締結した選手）
登録 II 種：契約選手以外 ※社会人連盟では登録 II 種契約が多いと推定しています。
○移籍の考え方
登録II種の選手から他のチームへ移籍したい旨の申出があった場合，チームは，当該移籍について異議申し立てすることができません。ただし，チーム と選手の間で「登録 I 種：契約選手」を締結している場合は契約が優先されます。
また登録 II 種の選手からチーム登録の「抹消」の申請があった場合は7日以内にチームの代表者は抹消の手続きを完了しなければなりません。

## 選手が移籍を希望した場合は移籍元とチームは原則拒むことはできません。

## Bリーグ・WJBLの選手の扱いについて

－前年度にBリーグ・WJBLに登録されていた選手はチームとの「契約満了後」「契約解除後」に「地域・オープン・オーバーエイジ・エンジョイ」に登録可能です。
－同年度にBリーグ・WJBLに登録されていた選手はチームとの「契約満了後」「契約解除後」に「地域・オープン・オーバーエイジ・エンジョイ」に登録可能です。

## 登録および移籍について②

## JBA基本規程•第5章 登録および移籍

■社会人連盟への移籍，社会人連盟内での移籍を1回のみ認めます。
■都道府県内，他都道府県内，地域リーグ登録同士も含め1回のみ移籍を認めます。


- 他力テゴリーから社会人連盟へ移籍してくる時は1回とカウントする
- 社会人連盟から他力テゴリーに移籍した時はカウントしない。
- すでに全国大会予選に登録された場合はリーグ戦のみ参加になります。
※全国大会予選／インカレ・インターハイ・WC•全国専門（AJ予選は除くが他のAJ予選には出られません）

